

日本福祉心理学会 倫理綱領

日本福祉心理学会は、日本福祉心理学会倫理規程第2条の規定に基づき、この倫理綱領を定める。

前 文

日本福祉心理学会は、日本福祉心理学会会則第7条の規程に基づき、この倫理綱領を制定する。日本福祉心理学会会員（以下「会員」という）は、福祉心理学の専門家としての社会的自覚と責任の下、研究、教育、支援、実践活動等に携わることに於いて、福祉サービスを必要としている人のQOLを損なわないよう十分な配慮が求められる。それには、一人ひとりの会員の自律性に依拠するものであるが、会員は相互にこれに関心を払い、研究倫理にかなう行動を取ることに留意しなければならない。以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

〔責 任〕

- 第1条 会員は、自らの専門的業務の及ぼす結果に責任を持たなければならない。
- 2 会員は、その業務の遂行に際しては、対象者の人権尊重を第一義と心得て、個人的、組織的及び政治的な目的のために行ってはならない。

〔教育・援助・支援・介助〕

- 第2条 会員は、福祉心理業務を自らの専門的能力の範囲内で行い、対象者が最善の専門的支援を受けられるように常に能力向上に努めなければならない。
- 2 会員は、自らの影響力を自覚し、対象者の信頼感又は依存心を不当に利用しないように留意しなければならない。
 - 3 会員は、福祉心理業務を行う場合においては、職業的關係の中でのみこれを行い、対象者又は関係者との間に私的關係を持つてはならない。

〔研 究〕

- 第3条 会員は、研究、教育、福祉活動等に際しては、情報提供者若しくは協力者に対して、あらかじめ研究目的、研究内容等を十分に説明し、同意・了解を得た上で行うことを基本原則とする。また実践研究のすべての過程において強制してはならないし、情報提供者若しくは研究協力者に及ぼす影響に対する配慮が必要である。

〔情報管理の厳守〕

- 第4条 会員は、研究、教育、支援活動等によって得られた情報については、秘密の保持に努め、厳重に管理・保管し、本来の目的以外に使用してはならない。それと共に同意を得た情報以外は利用してはならない。

〔研究成果の公表に伴う責任〕

- 第5条 会員は、研究、教育、福祉活動等で得られた成果を公表する場合、それがも

たらず社会的意義に十分配慮して、専門家としての責任を自覚して行わなければならない。会員は公表に際しては、あらかじめ情報提供者もしくは研究協力者の同意を得なければならない。同時に、了解なしに協力者が特定されることがないように配慮する必要がある。

〔信用失墜行為の禁止〕

第6条 会員は福祉心理業務を行うにあたり、その立場を利用した信用失墜行為をしてはならない。

〔研鑽の義務〕

第7条 会員及び学会は、会員の学問的誠実性と自律的行動を促進するため、本綱領の周知と理解、そして実行に向けた研鑽の機会を持たなければならない。

〔倫理の遵守および抵触疑義への対応〕

第8条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することがないように、常に注意しなければならない。

- 2 会員は、本倫理綱領に抵触する疑義が持たれる事態が生じたときは、倫理委員会の調査・裁定を受ける場合がある。

附則 この倫理綱領は、平成20年7月19日から施行する。